

くろまぐろに関する令和7管理年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

第1 くろまぐろ（小型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

12.9トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（小型魚）定置漁業	3.0トン
佐賀県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業	9.8トン

（県留保0.1トン）

第2 くろまぐろ（大型魚）

- 1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量

22.6トン

- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
佐賀県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	2.0トン
佐賀県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業	19.0トン

（県留保1.6トン）